

令和7年9月21日執行予定
本巢市議会議員選挙
選挙運動公費負担のQ & A
(自動車、ビラ及びポスター)

本巢市選挙管理委員会

～ 目 次 ～

1 共通

- Q 1 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか。 . . . 1
- Q 2 各契約書に収入印紙は必要ですか。 1
- Q 3 契約は限度額で締結すればよいのですか。 2
- Q 4 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。 2
- Q 5 使用（作成）証明書を契約業者等に提出するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。 2
- Q 6 契約業者等が市へ請求する前に、候補者が代金の支払をしてしまった場合はどうなりますか。 2
- Q 7 市に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか。 2

2 自動車の借入れ

- Q 8 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか。 3
- Q 9 選挙運動用自動車として1台、その他に運動員等の移動用に1台借りる場合、2台とも公費負担の対象となりますか。 3
- Q10 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか。 3
- Q11 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか。 3
- Q12 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか。 3
- Q13 月極（1か月）契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象となる金額の算出方法はどのようになりますか。 4
- Q14 候補者が代表者をしている法人から、その法人所有の自動車を借りる場合、公費負担の対象となりますか。 4

- Q15** 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。 4
- Q16** レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか。 5
- Q17** 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか。 5
- Q18** 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括契約）を行う場合の契約相手に制限はありますか。 5

3 燃料の供給

- Q19** 選挙運動が始まってみないと、実際の給油量は分かりません。業者と燃料供給契約を締結する際は、どのような契約内容にしたらよいでしょうか。 5
- Q20** 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか。 . . . 5
- Q21** 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象となりますか。 6
- Q22** 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担の対象となりますか。 6
- Q23** 給油は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量及び給油金額の記録はどのようにすればよいですか。 6
- Q24** 選挙期日の前日の夜、ガソリンスタンドが閉店していたため、選挙期日に給油した場合、公費負担の対象となりますか。 6

4 運転手の雇用

- Q25** 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象となりますか。 6
- Q26** 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。 7
- Q27** 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。 7
- Q28** 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象となりますか。 7

- Q29** 運送業者等と運転手派遣契約を締結した場合、公費負担の対象となりますか。 ・ 7
- Q30** 予定していた運転手(A)に急用が発生したため、代わりの者(B)が運転手を務めた場合、公費負担の対象となりますか。また、候補者自らが運転した場合はどうですか。 ・ ・ ・ ・ ・ 7
- Q31** 半日交替で2人が運転手を務めた日については、それぞれが半額ずつ公費負担の対象となりますか。 ・ ・ ・ ・ ・ 8

5 選挙運動用ビラの作成

- Q32** 公費負担の対象となる選挙運動用ビラとはどのようなビラですか。 ・ ・ ・ ・ ・ 8
- Q33** 選挙運動用ビラに規格など制約はありますか。 ・ ・ ・ ・ ・ 8
- Q34** 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか。 ・ ・ ・ ・ ・ 8
- Q35** 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。 ・ ・ ・ ・ ・ 8
- Q36** 選挙運動用ビラを自宅で作成した場合、公費負担の対象となりますか。 ・ ・ ・ ・ 9

6 選挙運動用ポスターの作成

- Q37** 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか。 ・ ・ 9
- Q38** 選挙運動用ポスターに規格など制約はありますか。 ・ ・ ・ ・ ・ 9
- Q39** ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。 ・ ・ ・ ・ 9
- Q40** 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷した場合、合わせて公費負担の対象となりますか。 ・ ・ ・ ・ ・ 10
- Q41** 選挙運動用ポスターと選挙運動期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。 ・ ・ ・ ・ ・ 10
- Q42** ポスター作成費用の契約金額が「上限単価×上限枚数」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。 ・ ・ ・ ・ ・ 10
- Q43** 印刷物の作成に際し、写真撮影、デザイン、印刷をそれぞれ別の業者で行いました。各業者からどのように請求すればよいですか。 ・ ・ ・ ・ ・ 10

1 共通

Q 1 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか。

A 候補者が公費負担制度を利用するためには、業者等と有償契約を締結し、その旨を市選挙管理委員会に届出する必要があります。

なお、候補者と業者等を取り交わす書面については、必ずしも「契約書」という名称を有するものに限らず、「借受書」、「賃渡証」、「承諾書」などの名称であっても、候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上明らかにされているもので、次の内容を備えているものであれば構いません。

- ・有償契約であること
- ・契約期間の記載があること
- ・契約金額（契約内容によって内訳金額や単価を含む）の記載があること
- ・車両が特定（車種、登録番号等）されていること
- ・契約年月日の記載があること
- ・借受人が候補者であること

※契約書作成の一例として、別冊「【参考2】契約書書式例」を活用ください。

Q 2 各契約書に収入印紙は必要ですか。

A 契約内容によって、収入印紙が必要と考えられます。

※この回答事例は、選挙運動費用の公費負担に係る一般的な契約事例に基づくもので、候補者と事業者とで締結する契約の形式、内容等によっては、本回答内容と異なる課税関係が生じることがありますのでご注意ください。詳しくは、岐阜北税務署で確認してください。

(1) 選挙運動用自動車の使用に係る契約

ア ハイヤー方式（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用を一括契約）

印紙税法別表第一番号一の4に掲げられている「運送に関する契約書」にあたり、契約金額が1万円以上のものは金額に応じた収入印紙が必要となります。

イ 個別契約方式（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用を個別に契約）

候補者の指示及び責任において運行し、事業者が主体となって運行していないこと、また、契約期間が3か月以内で、かつ、更新の定めのないもののため、印紙税法別表第一番号七に掲げられている「継続的取引の基本となる契約書」にあたり、収入印紙は必要ありません。

(2) 選挙運動用ビラ・ポスターの作成契約

印紙税法別表第一番号二に掲げられている「請負に関する契約書」にあたり、契約金額が1万円以上のものは収入印紙が必要となります。

Q 3 契約は限度額で締結すればよいのですか。

- A 限度額はあくまでも市が公費負担する金額の上限を示したものですので、この金額で契約を強制したり推奨したりするものではありません。適正に見積もられた金額で契約してください。

Q 4 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。

- A 公費負担制度は、本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（以下「条例」という。）で定める限度額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。実際に要した費用が限度額を超えている場合は、限度額までを公費負担しますが、限度額に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q 5 使用（作成）証明書を契約業者等に提出するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。

- A それぞれの契約履行後に行ってください。「使用（作成）証明書」は、いずれも実際に使用（作成）したものの証明ですので、契約履行後直ちに作成し、契約業者等へ提出することになります。

Q 6 契約業者等が市へ請求する前に、候補者が代金の支払をしてしまった場合はどうなりますか。

- A 公費負担制度は、条例に基づき市が契約業者等に直接その費用を支払うもので、いかなる場合も、市が候補者に直接その費用を支払うことはありません。条例の趣旨をご理解いただき、あらかじめ候補者と事業者の間で十分に協議のうえ、活用ください。

Q 7 市に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか。

- A 市に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。（印影など一部非開示部分あり）

2 自動車の借入れ

Q 8 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか。

A 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示板を取り付けた車両です。候補者一人につき1台のみです。

Q 9 選挙運動用自動車として1台、その他に運動員等の移動用に1台借りる場合、2台とも公費負担の対象となりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台のみですので、その他の自動車は対象となりません。

Q 10 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか。

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象となりません。車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容等の内訳明細書が必要になります。

Q 11 選挙運動期間前から借りたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか。

A 公費負担の対象期間は、選挙運動期間内（立候補届出日から選挙期日の前日まで）に限られています。したがって、選挙運動期間前の借入れ代金は公費負担の対象とはならないため、請求できません。

※無投票の場合は、立候補届出日の1日分のみが、公費負担対象期間となります。

Q 12 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか。

A 選挙運動用自動車の借入れに係る契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた実際の借入れ期間を記載します（選挙運動期間の前後を含めて借入れ契約をした場合は、

その契約期間を含めて記載することになります。)

ただし、公費負担の対象期間は、選挙運動期間内に限られるため、選挙運動期間の前後の期間の借入れ代金は公費負担の対象とはなりません。

Q13 月極（1か月）契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象となる金額の算出方法はどのようにですか。

A 自動車借入れに対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約にあたっては、1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極め契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。しかし、「1か月で〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を月極め契約日数で除した1日当たりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円）を算出し、これに選挙運動期間中に選挙運動用自動車として実際に使用した日数を乗じて得た金額が公費負担の対象となります。

Q14 候補者が代表者をしている法人から、その法人所有の自動車を借りる場合、公費負担の対象となりますか。

A 法人の所有する自動車を当該法人と契約を締結する場合、たとえ契約書において代表者として氏名が表示されても、候補者である本人とその者が代表者である法人とを契約上同一の主体と認めることはできないため、公費負担の対象となります。

Q15 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。

A 公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ

※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用を一括契約）

したがって、自動車修理工場や知人などから借りることは可能です。

Q16 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか。

A 契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について、説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

Q17 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか。

A 候補者と生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。ただし、その親族がレンタカー業を営んでおり、その営業用の自動車を借りる場合は公費負担の対象となります。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

Q18 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括契約）を行う場合の契約相手に制限はありますか。

A 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

3 燃料の供給

Q19 選挙運動が始まってみないと、実際の給油量は分かりません。業者と燃料供給契約を締結する際は、どのような契約内容にしたらいでしょうか。

A 契約における給油量は予定量で構いません。選挙運動期間中における給油の予定総量に、1リットル当たりの単価を乗じて得た金額が契約金額（総額）となります。

Q20 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象です。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,700円に選挙運動期間の日数（7日間）を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q21 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象となりますか。

A 対象となりません。選挙運動用自動車1台の燃料に限ります。

Q22 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担の対象となりますか。

A 対象となります。ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q23 給油は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量及び給油金額の記録はどのようにすればよいですか。

A 公費負担の請求時には、必ず選挙運動用自動車に給油した際に、燃料供給業者から受領した給油伝票を保管しておいてください。

なお、給油伝票には、①給油日、②自動車登録番号（車両番号）、③給油量及び④給油金額が記載（手書き可）されていることが必要です。

Q24 選挙期日の前日の夜、ガソリンスタンドが閉店していたため、選挙期日に給油した場合、公費負担の対象となりますか。

A 公費負担の対象期間は、選挙運動期間内に限られています。したがって、選挙運動期間後に給油した燃料代は公費負担の対象となりません。

4 運転手の雇用

Q25 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象となりますか。

A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象となりません。

Q26 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動期間内の運転のみ公費負担の対象となります。それ以外の期間の運転は対象となりません。

Q27 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。

A 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q28 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象となりますか。

A 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は公費負担の対象となりません。

Q29 運送業者等と運転手派遣契約を締結した場合、公費負担の対象となりますか。

A 対象となりません。運転手の雇用契約は、法人又は個人事業者ではなく、運転手個人との契約に限り公費負担の対象となります。

Q30 予定していた運転手(A)に急用が発生したため、代わりの者(B)が運転手を務めた場合、公費負担の対象となりますか。また、候補者自らが運転した場合はどうですか。

A 急遽運転することになった者(B)と、候補者との間で運転手の雇用に関する契約を締結し、「契約届出書」の提出など所定の手続をとれば、公費負担の対象となります。ただし、この(B)が候補者と生計を一にする親族である場合は対象となりません。

また、候補者自らが運転した場合も、公費負担の対象となりません。

なお、(A)は運転を行わなかった日については報酬を受け取ることができませんので、「自動車使用証明書兼請求内訳書」には運転に従事した日だけを記載してください。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

Q31 半日交替で2人が運転手を務めた日については、それぞれが半額ずつ公費負担の対象となりますか。

A 同一の日に2人以上の運転手を雇用した場合に、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られます。

また、半日の運転に対する報酬が通常半額であれば、公費負担の対象はその額が限度となります。

5 選挙運動用ビラの作成

Q32 公費負担の対象となる選挙運動用ビラとはどのようなビラですか。

A 公職選挙法第142条に規定するビラになります。

Q33 選挙運動用ビラに規格など制約はありますか。

A 頒布枚数 4,000枚以内

種類 2種類以内

規格 長さ29.7cm × 幅21cm (A4版) 以内 両面印刷可能

記載内容 制限はありませんが、表面に頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所（印刷者が法人の場合は法人名と所在地）を記載しなければなりません。

証紙の貼付 ビラには、市選管が交付する証紙を貼らなければ頒布できません。

Q34 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか。

A どこで配ってもよいというのではなく、頒布は次の方法に限られます。

- ・新聞折込みによる頒布
- ・候補者の選挙事務所内における頒布
- ・個人演説会の会場内における頒布
- ・街頭演説の場所における頒布

Q35 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 例えば、ビラとポスター双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方

法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外経費に区分することが求められます。このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

Q36 選挙運動用ビラを自宅で作成した場合、公費負担の対象となりますか。

- A** 対象となりません。ビラの表面に記載のある印刷者と同一であると認められ、「ビラの作成を業とする者」と有償契約した場合に、公費負担の対象となります。

6 選挙運動用ポスターの作成

Q37 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか。

- A** 本巢市ポスター掲示場設置条例第2条に規定する、ポスター掲示場に掲示するポスターになります。

Q38 選挙運動用ポスターに規格など制約はありますか。

- A** 掲示場所 市選挙管理委員会が設置するポスター掲示場（107箇所）に1箇所について1枚
規格 長さ42cm × 幅30cm（タブロイド型）以内
記載内容 制限はありませんが、表面に掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所（印刷者が法人の場合は法人名と所在地）を記載又は印刷しなければなりません。

Q39 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。

- A** ポスター作成業者とポスターの作成に関する契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります。（金額、作成枚数に上限があります。）例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q40 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷した場合、合わせて公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。選挙運動用通常葉書の印刷費用は対象となりません。

Q41 選挙運動用ポスターと選挙運動期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 例えば、同様のデザインでポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

Q42 ポスター作成費用の契約金額が「上限単価×上限枚数」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。

A 全額を公費負担できない場合があります。「上限単価」×「上限枚数」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成単価」及び「作成枚数」のそれぞれに上限が定められています。公費負担額の計算は、上限単価と実際の契約単価、上限枚数と実際の契約枚数をそれぞれ比較して少ない方を掛け合わせたものになります。

※公費負担額の計算については、別冊「選挙運動公費負担の手引」4頁参照

Q43 印刷物の作成に際し、写真撮影、デザイン、印刷をそれぞれ別の業者で行いました。各業者からどのように請求すればよいですか。

A ビラ及びポスターの公費請求額は、「作成単価×確認枚数」で算出することとなっています。写真撮影やデザインのみを担当した業者は、作成枚数が0枚ですので、直接請求することができません。

なお、印刷物の作成業者が写真撮影やデザインを外注した場合には、その費用を含んで請求することができます。その内訳は、契約書等で明らかにしてください。